

運営規程（例）

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p style="text-align: center;"><b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき〇〇〇運営規程</b> (行動援護)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <b>***</b>が設置する〇〇〇（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの行動援護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、行動援護の円滑な運営管理を図るとともに、障害者等（サービス対象者に障害児が含まれる場合は、障害児の保護者も含む）（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な行動援護の提供を確保することを目的とする。</p> <p>(運営の方針)</p> <p>第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を、適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>2 行動援護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村又は指定相談支援事業者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>3 前2項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年千葉県条例第88号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p> <p>(虐待防止に関する事項)</p> <p>第3条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、<b>担当</b>者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。</p> <p>2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。</p>	<p>「〇〇〇」は、事業所の正式名称を記載してください。</p> <p>「***」は、開設者（法人名）を、「〇〇〇」は、事業所の正式名称を記載してください。</p> <p>令和4年度から義務化 令和6年度一部改正</p>

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ○○○
- (2) 所在地 千葉県××市△△×丁目×番×号 \*\*ビル×号

「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。  
所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載してください。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている行動援護の実施に関し、事業所の従業者等に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 ×××× 1名以上  
サービス提供責任者は、行動援護計画を作成し若しくは必要に応じて当該計画を変更し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する行動援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (3) 従業者 常勤換算方式にて2.5名以上  
従業者は、行動援護計画に基づき行動援護の提供に当たる。

「××××」には、サービス提供責任者の資格を記載してください。

(営業日・営業時間及びサービス提供日・時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。  
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。
- (3) サービス提供日 ○曜日から○曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 午前○時から午後○時までとする。
- (5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

「営業日」「営業時間」は、利用者からの相談や利用受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対する指定行動援護のサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載してください。  
日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日の除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載してください。

(行動援護を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において行動援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者 (18歳未満の者を除く)
- (2) 障害児 (18歳未満の知的障害者)
- (3) 精神障害者 (18歳未満の者を含む)
- (4) 難病等対象者 (18歳未満の者を含む)

(行動援護の内容)

第8条 事業所で行う行動援護の内容は、次のとおりとする。

(1) 行動援護計画の作成

(2) 行動援護

外出前の予防的対応、外出時の制御的対応及び外出準備から帰宅後に至る間に必要となる身体介護的対応

(3) 前項に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定行動援護を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（以下「費用基準額」という。）の支払を受けるものとする。

3 第11条に定める通常の事業の実施地域を越えて行動援護を提供する場合に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 通常の事業実施地域を超えてから1kmにつき〇〇円

(2) 通常の事業実施地域を超えてから往復を計算し、1km未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に事業所が提供する行動援護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該行動援護及び他の指定障害福祉サービス等に係る費用基準額から法第29条第3項（法第31条の読替適用を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、事業所は利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス提供事業者等に通知するものとする。

\* 基準第21条第1項

\* 基準第21条第2項

\* 基準第21条第3項

行動援護事業者は、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行動援護を行う場合、交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができます。その場合は左記の項目を記載することとします。

\* 基準第21条第5項

\* 基準第21条第4項

\* 基準第22条

(通常の事業の実施地域)

第 1 1 条 通常の事業の実施地域は、〇〇市の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 1 2 条 現に行動援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第 1 3 条 提供した行動援護に関する利用者等並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 指定行動援護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 提供した行動援護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 11 条第 2 項又は法第 48 条第 1 項の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は千葉県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は千葉県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(感染症や災害への対応力の強化)

第 1 4 条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

通常の事業の実施地域については、原則市区町村単位で記載します。なお、市区町村内の一部地域のみを対象とする場合は「〇〇市〇〇町」など客観的に区域が分かるような記載をしてください。また、その場合は地図を添付してください。

\* 基準第 28 条

\* 基準第 39 条第 1 項

\* 基準第 39 条第 2 項

\* 基準第 39 条第 3～5 項

\* 基準第 39 条第 7 項

\* 基準第 34 条第 3 項

- 2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 4 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 5 事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（身体拘束の適正化）

第15条 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（ハラスメント対策）

第16条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- （1）採用時研修 採用後○カ月以内
- （2）継続研修 年○回

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘

\* 基準第 36 条第 1 項

\* 基準第 36 条第 2 項

<p>密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に盛り込むものとする。</p> <p>4 事業所は他の指定行動援護事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。</p> <p>5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。</p> <p>6 事業所は、利用者等に対する行動援護の提供に関する諸記録を整備し、当該行動援護を提供した日から5年間保存するものとする。</p> <p>7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は***と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和〇年〇月1日から施行する。</p>	<p>* 基準第 36 条第 3 項</p> <p>* 基準第 42 条第 1 項</p> <p>* 基準第 42 条第 2 項</p> <p>「***」は、開設者（法人名）を記載してください。</p> <p>開設年月日（指定年月日）を記載してください。</p>
---	---